

伊万里市
通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 6 月
伊万里市通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、平成25年に小・中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきた。

今後も引き続き通学路の安全確保に向けた取組を推進するため、この度「伊万里市通学路交通安全プログラム」を策定し、平成26年度から本プログラムに基づき、関係機関が連携し計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策の実施により通学路の安全確保を図る。

2. 通学路安全対策連絡協議会の設置

緊急合同点検で構築した連携体制を有効に活用し、通学路の安全対策を推進・実施するため、以下のメンバーによる「通学路安全対策連絡協議会」を設置する。

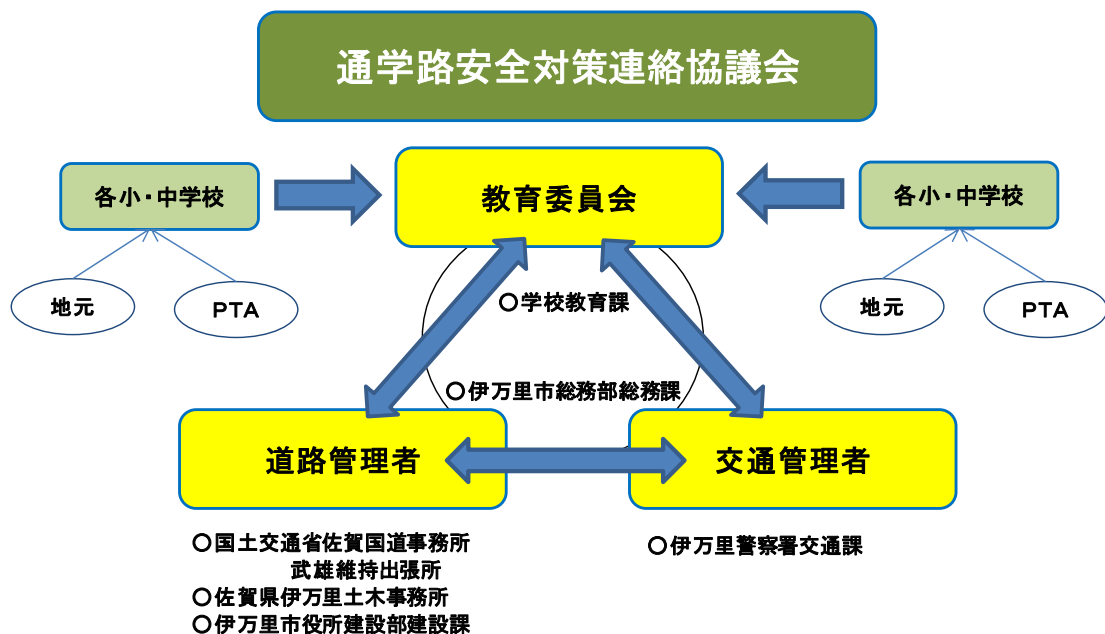
なお、本プログラムは、この会議で議論し策定した。

(1) 構成機関

- ・ 国土交通省佐賀国道事務所武雄維持出張所
- ・ 佐賀県伊万里土木事務所
- ・ 伊万里警察署交通課
- ・ 伊万里市総務部総務課
- ・ 伊万里市建設部建設課
- ・ 伊万里市教育委員会学校教育課

※各小・中学校、PTA及び地元調整は伊万里市教育委員会が窓口となる。

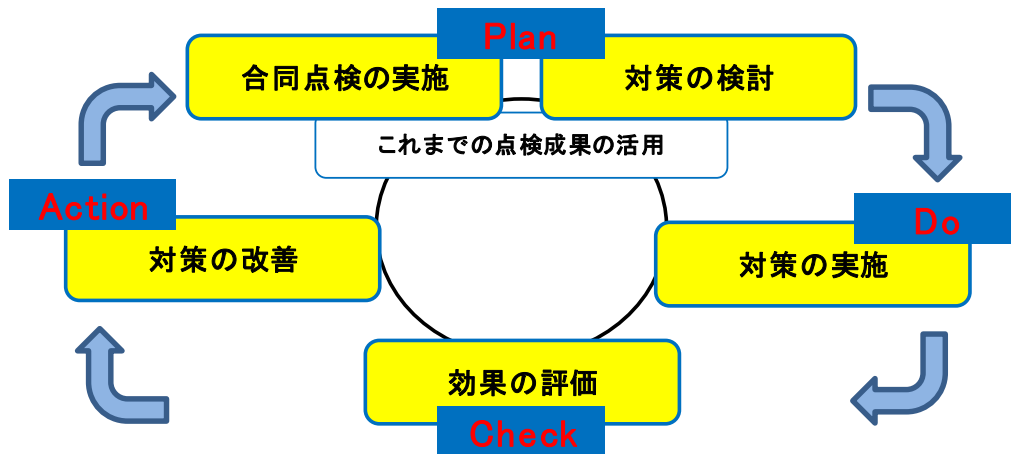
- (2) 連絡協議会は構成機関の実務担当者で構成する。
- (3) 連絡協議会事務局は伊万里市教育委員会学校教育課に置く。
- (4) 事務局は必要に応じ、連絡協議会を招集する。



3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保を推進するため、PDCAサイクルにより、繰り返し見直しながら安全対策を実施し、さらなる安全確保に努める。



(2) 定期的な合同点検

市内の小・中学校を対象に下記の内容で毎年合同点検を実施する。

時期	内容
4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> ・校区単位による通学路安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を行う。 ・学校単位で点検結果を市教育委員会に提出する。
6月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された点検結果をもとに、連絡協議会で合同点検を実施し、危険要因を明らかにする。
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、合同点検を行う。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに対策を通学路安全対策連絡協議会で検討する。

- ハード対策・・道路・歩道の整備・改良、防護柵の設置、路面表示等の設置、標識・看板の設置など
- ソフト対策・・通学路の見直し、児童生徒への安全教育、交通規制、交通取り締まり、防犯パトロールなど

(4) 対策の実施

ハード対策には完了目標を設定し、連絡協議会のメンバーが連携して迅速かつ円滑に安全対策が図れるように努める。

ハード対策完了目標の設定		
A. 短期（1年未満）	B. 中期（1～3年）	C. 長期（3年以上）

(5) 効果の評価

対策を実施した箇所について、実際に期待している効果が上がっているのか関係者等に対して聞き取り等を行い、連絡協議会で対策の効果を評価する。

(6) 対策の改善

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努める。

(7) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表する。